○法務省告示第百三十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　キャサリン・エリザベス・コンプソン
生年月日　千九百七十八年九月二十四日
国　籍　連合王国

○法務省告示第百三十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ギャビン・ピーター・クラインハンズ
生年月日　千九百七十六年十一月十日
国　籍　オーストラリア

○法務省告示第百三十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　ギャビン・ピーター・クラインハンズ
生年月日　千九百七十六年十一月十日
国　籍　オーストラリア
原資格国　オーストラリア　ビクトリア州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○外務省告示第四号

平成二十二年三月四日にディリで、東ティモール民主共和国における母子保健改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　東ティモール民主共和国における母子保健改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億三千七百万円

3　署名者

日　本　側　北原巖男在東ティモール大使

国際連合児童基金側　久木田純在東ティモール事務所代表

平成二十二年三月十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百五号

平成二十一年十一月二十五日に東京で、アルメニア国立美術館美術品修復機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアルメニア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年二月二十六日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　アルメニア国立美術館美術品修復機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二千七百九十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田克也外務大臣

アルメニア側　エドワルド・ナルバンジャン外務大臣

平成二十二年三月十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六号

平成二十二年三月三日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十二年三月十七日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十一会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千四百六十二万七千円（一二四、六二七、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月三日に東京で

日本国外務大臣　岡田克也

アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・V・ルース閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月三日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・V・ルース

日本国外務大臣　岡田克也閣下

○外務省告示第百七号

平成二十二年三月五日にヤウンデで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の書簡の交換が中央アフリカ共和国政府との間に行われた。

平成二十二年三月十七日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関して千九百八十七年十二月十九日に日本国政府と中央アフリカ共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務救済措置に関して二千八年三月十日に日本国政府と中央アフリカ共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅱ」という。）、債務方式による債務救済措置に関して二千七年三月一日に日本国政府と中央アフリカ共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅲ」という。）、重債務貧困国の政府開発援助債務の完全な免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により千九百九十九年六月十八日にケルンで発出された声明並びに中央アフリカ共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会によりそれぞれ二千九年六月二十九日及び三十日になされた承認に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約及び従前の書簡Ⅱに従って締結された債務繰延契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a)　二千九年六月一日現在で償還されていないすべての元本

(b)　二千九年五月三十一日以前に生じた未払のすべての利子（遅延利子を含む。）